

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部  
を改正する等の条例案要綱

1 改正等の理由

令和6年度をもって滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの区画の一部を廃止するため、滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例(平成14年滋賀県条例第58号)の一部を改正するとともに、令和9年度をもって滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスを廃止するため、同条例を廃止しようとするものです。

2 改正等の概要

- (1) 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正  
区画14から区画20までを廃止することとします。(第1条による改正後の別表関係)
- (2) 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止  
滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例を廃止することとします。(第2条関係)
- (3) この条例中(1)は令和7年4月1日から、(2)は令和10年4月1日から施行することとします。

議第 36 号

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する等の  
条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する  
等の条例

(滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例(平成14年滋賀  
県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表区画14の項から区画20の項までを削る。

(滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の廃止)

第2条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例は、廃止する。

付 則

この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行  
する。

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧		新	
本則および付則 省略 別表（第3条、第6条、第15条関係）		本則および付則 省略 別表（第3条、第6条、第15条関係）	
区分	金額	区分	金額
省略		省略	
区画14	同 41,000	(削除)	
区画15	同 39,500		
区画16	同 46,500		
区画17	同 37,700		
区画18	同 39,700		
区画19	同 58,000		
区画20	同 41,900		
注 省略		注 省略	